

特35

793

祝詞略解

東 京 圖 書 館

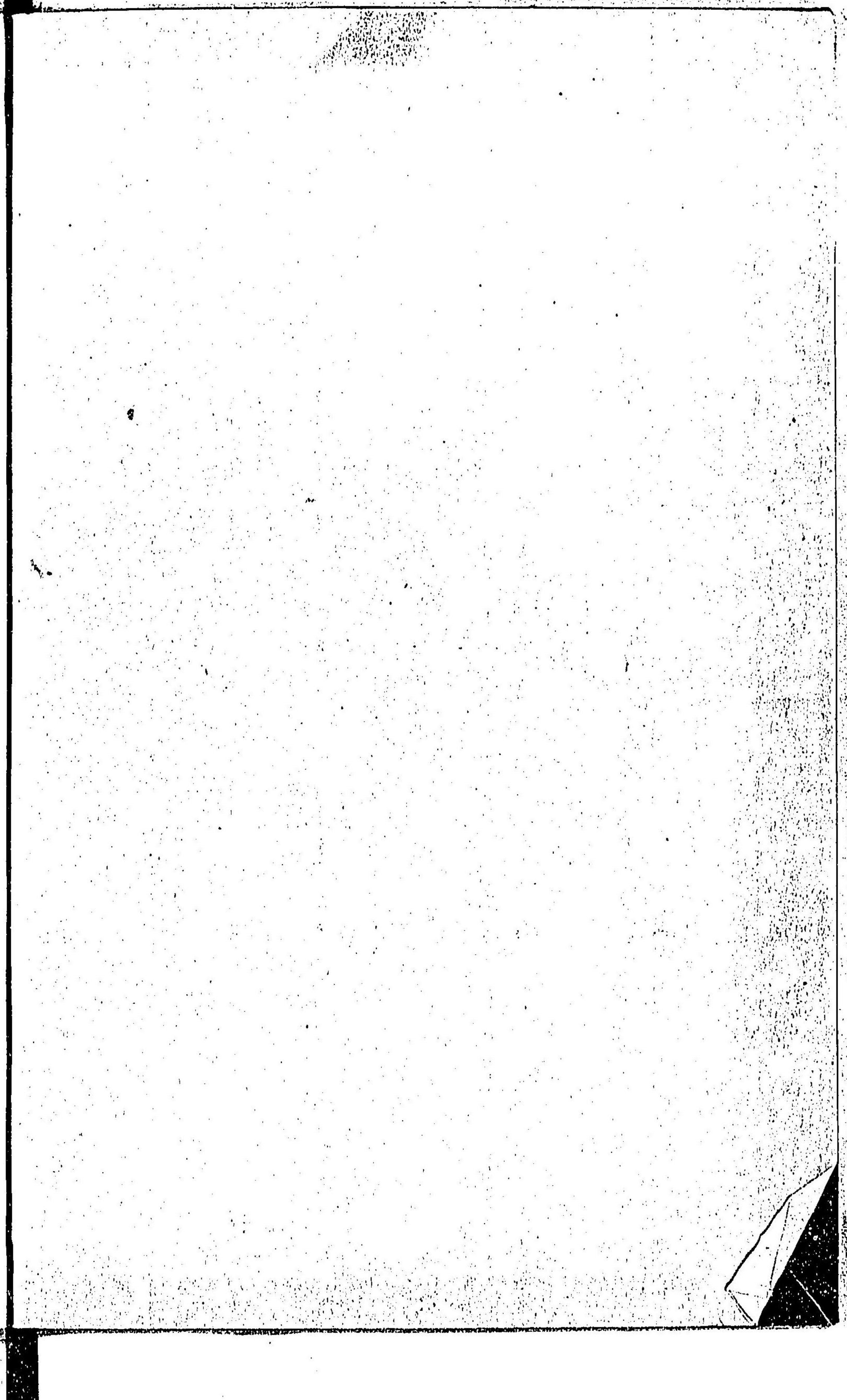
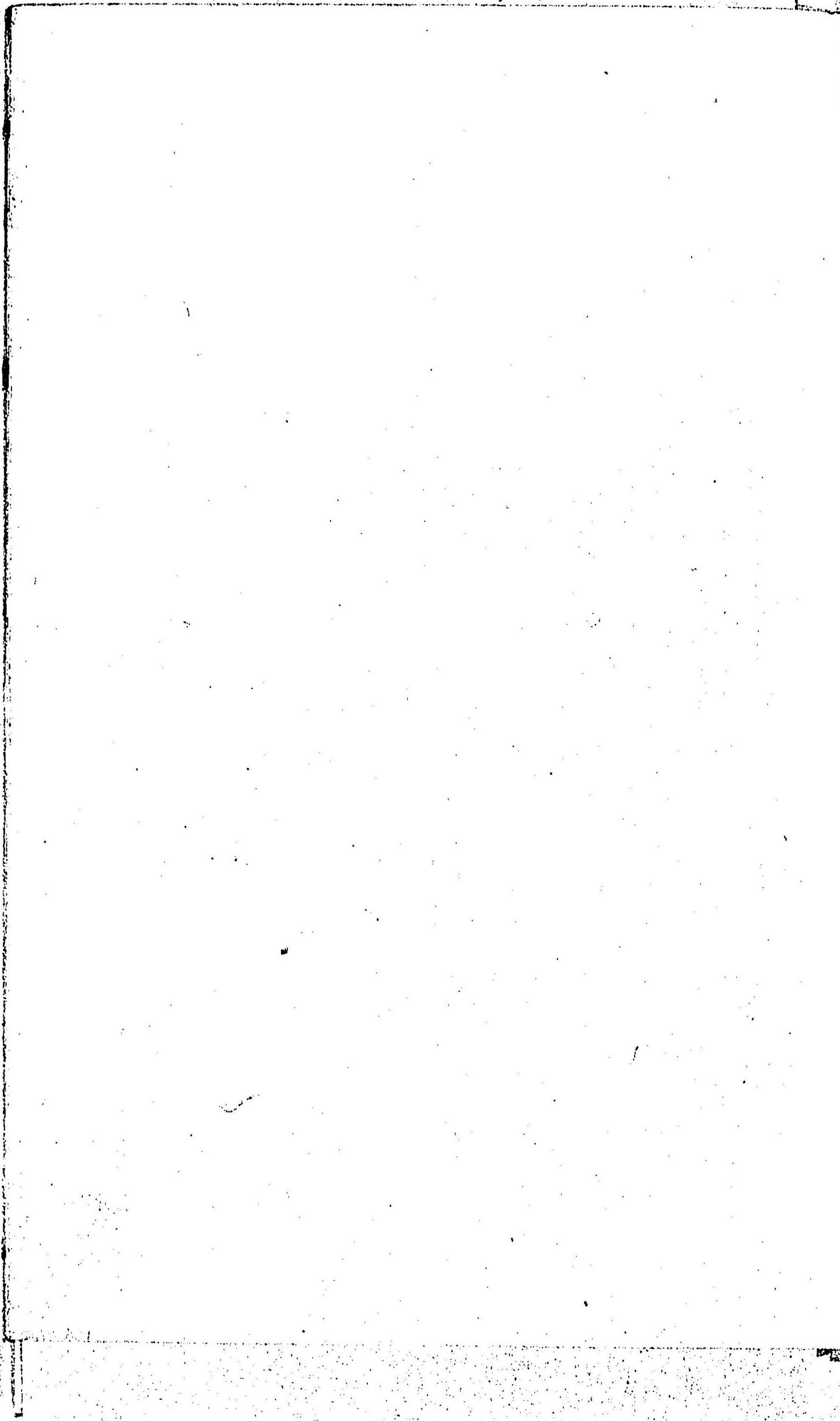
新 門 四 八 函

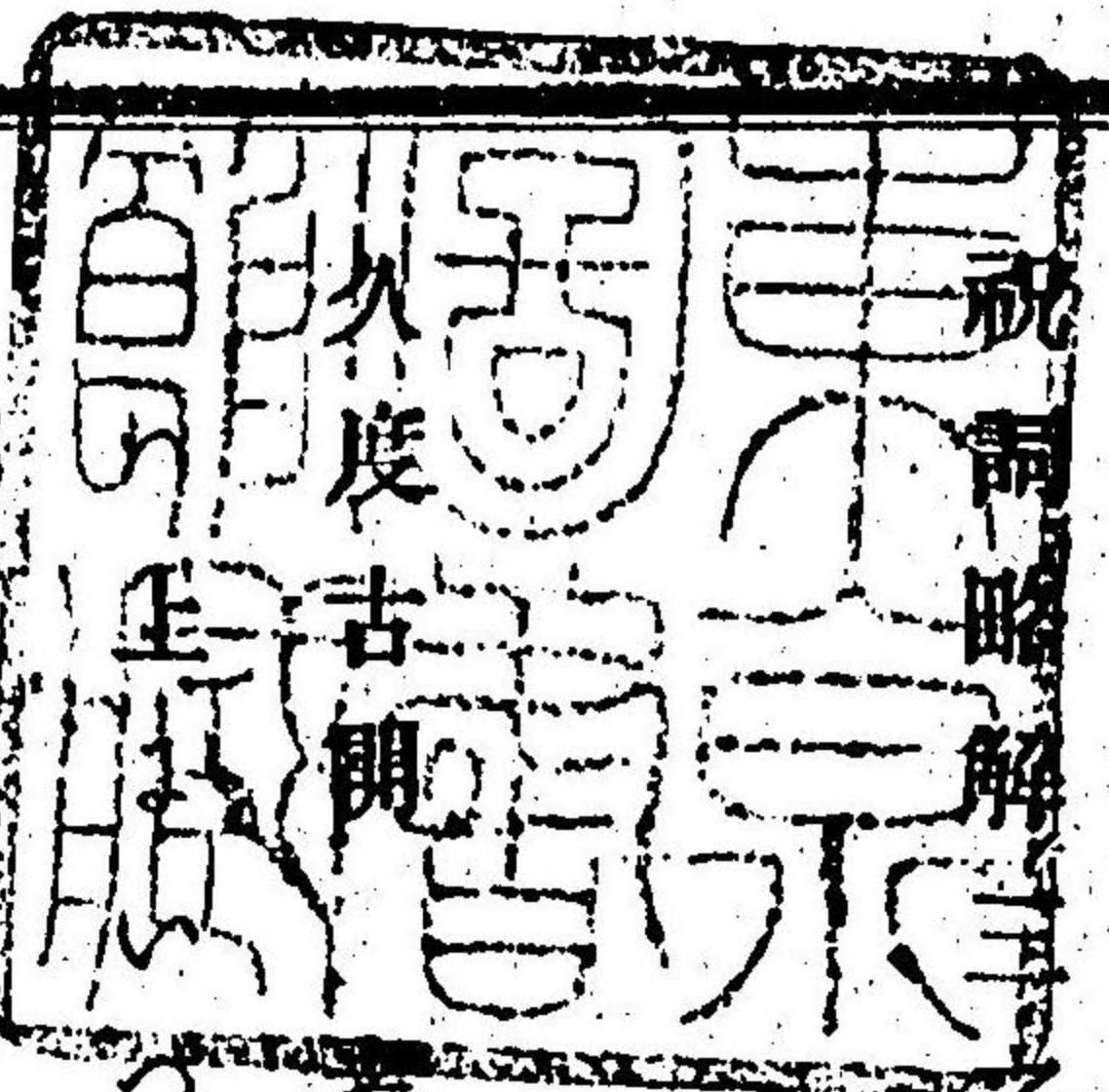
一 部 四

五 架

類

號





久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂

考云大和より今の平野へ遷り奉りたまひし事
 久度古開の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ
 郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ
 里ありてその氏神と齋ふ社を此皇神ぞと國人云つ古開
 は何所より古くも今も考ふべきものなり文徳實錄より
 此方紀とも皆久度古開とつゞけて神位も均しきハ同
 ト所は齋ひたまふか然れども此祝詞は二所の宮とあれ
 は本異所は在けんさて文徳實錄の古開とありて
 三代實錄より江家次第抄までは古開とあれハ多きハ從

ひて今も開と書つ且訓はあさかさか又古開の二字假名よて異訓あるがとかく考得がたし○講義云式に大和國平群郡久度神社これより續紀に延暦二年十二月丁未大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月に今木大神はしも從四位上よ叙せられ玉へるよ依て此よも奉られたるものあり然れば神託よ依て平野に遷坐別なりける是より後の神位を平野にて受させ玉ふと見えたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有をもて知るべし○祭神御竈神也その證を日本紀略天德四年十一月十九日條よ今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂竈一

口也各有臺長櫃等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別別屋也安置之後宮主申祝詞と見えたる平野云々よて又中右記寛治八年十一月三日條よも内膳司御竈神三所也一所平野件美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とある是あり云々○和名抄よ竈後穿也和名久度とあり云々久度は凹處の意よて鍋を懸る所を云なり然れば其土よて築固めたるをへッヒといひ其炊爨の用をかき所を久度とはいふありけりさて平野よ祀る所の久度神の所祭忌火庭火の皇神等よて御靈實は釜と竈とに御座坐りと見ゆ云々記傳に内膳司ある竈神の即ち竈を神と稱る也と云れたるを然る事ながら右の三の御竈を今云上に中右記を引て云る

平野忌火庭神体として紀畧に平野謂釜二口也とある其
火の三なり神の一を忌火神と稱へ玉ひし者なるが其へ
ツヒ乃神は忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神と釜
神にて煮炊する用を主る神に在ること疑なかるべきも
の也忌火神に大炊寮齋火武主比神と配せれば總ての火
る時に用る所の火神○古開神の云ふいと畏けれど若く
よて休用の差あり○古開神の云ふいと畏けれど若く
も古開にて古瓮を祀れる社ならむか瓮の物を盛る器の
名にて此の御食を炊く瓮を祭れる也と思ひて考ふるに
叶も字の古開にて布留御魂大神なること下は云るが
如し云ふ○布留閉てふ言の因て起る所の既に引る天
皇本紀云ふ天孫本紀云ふ布都御魂神と共に石上邑に鎮
り定め給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式は六

和國山邊郡石上布留御魂神社と申を以ても著かりけり
さて十一月は鎮魂祭といふ事あるがこゝ右の十種神寶
の御魂とまを布留御魂神を招請り給ひて御靈振の神事
を物と玉ふが故に鎮魂祭の字を四時祭式はオホムタマ
フリと訓て云ふ今云是等の事ハ鎮魂の條云へバ爰は
らざれば解難きこと布留閉ハ可鎮にて用言おれば布留と
多からむも布留閉ハ可鎮にて用言おれば布留と
の云て事足れるを心得思ふもあるべけれど布留と
申すは十種神寶の本体の名あり布留部と申すハ鎮魂の
神事を爲て御魂招爲るものとされは何か妨あらむ云ふ此
等を合せて古開神ハ布留御魂神と思ひ定めたるあり今
木神の布留御魂神なるが別なる御由緒は依ながら同ト
平野の相殿は并鎮り坐ける事豈少縁の事あらむや

定奉云々 講義云春日龍田平野此詞と同ト云ひさまある
 が今此に此文の義を得たりそと乞給比之任爾より受る
 結びあるが故に定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
 所との異なりさるの神の所を指し定めて云々の所は鎮
 坐むと神託のありけるに依てそを承諾ひ奉りて宮柱太
 敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るをもて定奉氏とは云
 へり云々豊受宮儀式帳にも宮定齋仕奉始支とあり大御
神の御悟を得て豊受大神さるる風神祭詞に吾宮者朝日
 を齋仕奉ることを云り乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者定
 奉氏吾前乎稱辭竟奉者云々是以皇神乃辭教悟奉處爾宮
 柱定奉且此皇神乃前爾稱辭竟奉云々とあるをもて神の
 乞給へる任に宮造奉るを定奉といひ御諭かくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉と申す例と見ゆそは天社國社と
をにつけて案れに數多あり但し風神の右の如く宮所を請
玉ふみ依て文中に定奉且とあるを首に立田爾稱辭竟奉
皇神乃前爾白久と他例を用たるにさるの神の此所ぞと
未其神託の事を云ざるが故なり御諭坐を所の神の御心は欲したまふ地なれに慥に定奉
 と實に云べき理あるが顯明より定めざる官所の實に神
 の御心に叶せ玉ふや否や測り奉ることの恐きに依て
 おほらか稱辭竟奉るとは申すかりに此説穿鑿
 に過たるが如くあれどもいと委しくめづらしけれは掲
 げつ尙考ふべきあり○さて平野神社祭神のことは諸書
 に今木日本武尊源氏久度仲哀天皇平氏古開仁德
 天皇高階相殿比賣神の天照大神大江など云へれど皆當
 らぬ説なること講義に委しく辨へたるが如しされどそ

と甚長ければ引出ぎ又同書に祭神を考へ云ること上
大凡記せる如く但し相殿、姫神の事ハ下に云ふ此と然もやとも聞ゆれ
ど猶思ふは古開を古閉と書る本もあく又竈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねハ確に定べきに
あらざまた近藤芳樹の大祓執中抄に文德實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島竈神齋火武主比命庭火皇神
并授從五位下また天安元年四月癸酉有勅大炊寮大八島
竈神内膳司忌火庭火神并奉授從五位下また三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火
武主比命神内膳司從五位下庭火皇神并授從五位上同九
年正月廿六日丁卯授内膳司從五位上庭火皇神從四位下
あと見えたる大八島竈神も忌火神も庭火神も共竈を

以て神として御位を授けられさる物なりけり云々文德
實錄のこく大炊寮に大八島内膳司に忌火庭火ハおは
しまゑゝあるべし云々是を祭らるゝ事の證宮内省式
御並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野御箸神料雜物云
々大藏省式にも此文見ゆとあるよて知られたり楮この式は平野と
云るが即ち大八島竈の事あり云々神名式は平野祭神四
座云々文德實錄仁壽元年十月乙卯の件は遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
久度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
正五位下乃御冠爾上奉云々と見えたる神等の御事よて
其内なる久度神が即御竈神にて云々但し同竈の内はも
後ハ穴有て煙の立昇るやうに作れるを久度と云ふの久

度の竈を古くハ大八島と云り云々竈を八島と云はもと
平野御竈の名にて朝家のとの稱なりしハ色葉和難抄に
大嘗會の行幸よもかまのこたるをハやまのこたると
云なりと云レハ平野ハ限らぎ忌火庭火の御竈をも後ハ
ハ一に推籠て八島と云たりしが民間までも及て凡ての
竈のことハ成りしと思われされと誠ハ竈のあるガ八島
なり云々中右記の寛治八年十一月十一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云ハ内膳司御竈神
三處也一所平野件癸御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云ハ陰陽寮式ハ庭火並平野御竈神祭膳司内神
座十二前各六云ハ右毎月癸日之中擇其吉日祭とあれハ

平野のとなりぎ庭火も兼て癸日の御祭乃行はるハ事知
べし癸日ハ祭るは云々五行説ハ依て始たる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に忌火御竈には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時のと用らるハ御竈ある故に陰陽家の漢祭
をハ用ひ玉はざるありさて忌火の神今食奉仕の神ある
に付て思ふハ今食は今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべし云々今木大神は即ちこの忌火御竈を祭れるハ
やあらむ然るハ八島をハ上件ハ云りし如く平野とも稱
るを忌火をば然云る事の聞えぬハ大内よても忌火ハ異
なる御竈として忌清えらるハ故ハ旨とある方の忌火と
いふ御名のと傳りて今木といふ御名の傳はらぬハや
あらむ云々平野御竈ハ日本紀略永觀元年十月一日の件

一内膳司平野庭火御竈釜被盜取了とあり是上件に引る
中右記一圓融院御時爲人所盜取と見えたと同時の事
なり云々庭火は内膳屋の庭内に居て御饌物を焚調ふる
竈ある故に此名あるとやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇太后宮令同輿給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件に亥刻有院應始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之また山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
云新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以内裏御竈神奉渡院内膳者可
有_レ其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有_レ事之忌由所存

也云々また黄葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有_レ之脱屣以後院司參向自内膳屋可有_レ奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件に坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被奉渡新院了
などある御生涯聞食す御饌を焚く竈のおとよてこれ庭
火ありけりされは庭火のとは御一代一の必き鑄造ら
るゝ物なるにや云々平野社は上件に云如く第一第二の
神殿ともは御竈の御靈を祭れるにやと覺しければ第三
の神殿なる古開神も若くは此庭火の御靈はあらぬと
や御名義庭火御竈の天子御一代一箇づゝ必造らるゝ
例なる故に崩御の後は其御代の庭火を別所に藏めおく
是を古開といふ歟古の舊ならむ開の用なき器をアキモ

ノと云アキよて空器のこと也然れども此は決して云難
志云々抄以上執中とあり此説最委しくて實よとおほゆれ
ど猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
ありとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食を
名とせむこと如何あらむまゝ古開の考も然ることかれ
ど御一代一箇づゝなれば數十の御竈のあらむを悉く平
野の三殿に藏めらるべくもあらざ又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火として祭らるゝを殊更よ奈良田村まゝ平
群郡かどに祭られむこと其由縁さたかならむ但し淳仁
天皇光仁天皇かどの龍潛の御時神託よよりて祭りたま
へるからむかともいふべく又古開も御代々々のを悉く
納むるよはあらで其先御代のならむとも云べけれど猶

いたく覺束あし且田村の今木神のさも云つべけれど平
羣郡に久度神をは何の由縁ありて祭られけむ此は遂よ
悟り得難し然ればこの祭神のこと今妄よ定め難くお
もへば猶物よく知らむ人の定めを待つのみまた相殿比
咩神は講義よ大官能賣命亦名宇受賣命ありとせりこは
此神ハ猿女祖にて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄には大戸比賣神古事記に諸人の持齋とせりこは餘
の三神の竈神あるに依りての考なりこは餘の三神の慥
に定りたる上からでは決め難しまた大教正田中頼庸ぬ
この説に光仁天皇の皇后天知日子姫命とせられと
り神教叢語第七これ亦なほ熟く考へて定むべきあり又
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

講義を辨へざる如く非事あればすべて爰に取出せその和氏は桓武天皇の御外戚なる故に依ることなれば其祭神に係るよし非ざるあり○かく記し終て後、餘いさゝか考ふることありて大日本史を閲るに延暦十三年の下は是歳建平野社とありて一代要記に據る由見えたり此は平安城遷都の因に記せるに非ずかとも覺ゆれば確證との云難かるべしなほ他は證を得て定むべきをかむ

○
六月月次 今按し此下に考に祭字を補はれたりまことあるべき理なり○考云四時祭式は月次祭六月十二月十一日と見えたり神祇令月次祭義解は於神祇官祭與祈年

祭同如庶人宅神祭也とありまは祈年と均なく京畿諸國を合て三千百三十二座の神たちへ月毎に奉り玉ふ幣を六月と十二月の十一日諸國の神主祝部を神祇官へ集へて頒ちたまふかりその正月より六月までの幣は十二月に頒ち七月より十二月までの幣は六月に頒ち賜はせるなり○この祭の神祇令は出づ又大寶元年七月乙訓郡火雷神宜入大幣月次幣例と紀に見ゆればその始のいと古へなりけむ然るを或物に弘仁年中は此事始ると云るの何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神の諸國合せて三百四座にして皆大社にて案上の官幣に預りたまふなり神名帳にも此祭に預り玉ふ神社にの各々月次と記されたり其外の預り玉ふこと無し然るを考し此の祈年と均

志く京畿諸國を併せて三千百三十二座の神たちへ云々
と云れざるの四時祭式の此祭の條に右所祭神並同祈年
とあるをふと思ひ誤られたるあり同祈年とい此祭に預
りたまふ神さちも祈年祭に幣を案上に奠三百四座の神
と同ト神等也といふ事なり○講義云此祭の起を公事根
源抄に弘仁年中に此事始るとあるは心得ぬ事なり云々
續紀に大寶二年七月云々と見えざる文意をつらと味
る今云上に引る考のこ訓、この頃めづらとからぬさま
那火雷神云々の文なりなれば甚も久しき太古より有來つる事にて祈年月次新
嘗とも一人世に出來し神事とい思われ然れば公事根
源抄の説に弘仁頃の記文を見てふと其始よと宣へる誤
かり云々この詞を見るに全く祈年祭詞と同文なる事人

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省かりたるの
とにてをべての同トきが御年の神の詞は省かりたる祈
年の稻穀の御祈と主と爲させ
たまふが爲なるを此と唯大御世の事は御祈を以かくて
て主として祀らせ玉ふが故なり心をつくべしかくて
月次の御政畢る其夜に入て神今食の御祭ありて六月十
二月共に行はるゝ事あるが世人こそ別かる神事の如く
思ふめれど然にあらむ諸社の新嘗の幣帛を行はれて其
夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食の儀は月次祭の最
重きものあり公事根源抄に神今食の儀は年二度也伊
勢天照大神を勸請申されて天子御自身神饌を供せさせ
玉ふにやとあるに心引れて考ふるに伊勢大神宮の六月
十二月月次祭と九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と
云て無上甚トき御祭なるが爲に勅使發遣の日を以て天

皇御自身神饌を供らせ玉ひて御神事を行はせ玉ふもの
かり然れば神今食の斯る重き神事ながら猶月次祭は隸
るが故に四時祭式は月次祭云々祭畢即中臣官一人率官
主及卜部向宮内省卜定供奉神今食之小齋人云々とあり
て儀式等の事は於て別異あること云も更なれど其す
べてをいふ時の一として二ならざるものあり云々
月次幣帛 講義云考は幣帛波とあるの私に加られぬもの
あるべし波よりい乎かたまされは今此を採らざ
倭國 六御
照山口神詞に宇豆幣帛乎明
妙照妙云々とあるに
明妙照妙云々 講義云この明妙云々のこと祈年祭詞には
見え此に申さしめたまふ月次祭は月次の幣帛を進
らるゝが主ある故かり詞に月次幣帛と表したまへるを

思ふべしされば下なる各詞お其御祈の言あるも月次幣
趣意との異なる進らるゝ付て祈申させ玉ふなり此祈年の
る所なり云々 ○今按は荒妙の下は講義は本朝月令は
従ひて爾字を補へりこの誠は然る事あり
○考云祈年には右の次に御年皇神云々の文あれどそれ
の爰ははなくて其次の座摩能御巫よりして御門生島伊
勢御縣山口水分辭分忌部云々捧持奉登宣と云までの皆
祈年と全く同文也故こゝは略けり ○今按はこゝの第一卷
は注せるを見て知べし ○又按は四時祭式は月次祭奠幣
案上神三百四座並大社一百九十八所云々右所祭之神並
同祈年其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加馬一疋云
々と見え年中行事歌合は宗時朝臣夏のくれ年の終りは
月毎のかへりまをこの神のとてぐらとあり倍神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭の中古までもありて記録
ぶとも見え歌にもよとてやかつ神家の神かともいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓えり宅の屯倉
かとのヤケに同ト奥儀抄よと保食神を宅神とし執中抄
よ明月記の家神祭とある次よ件竈神云々とあるに依て
宅神の竈神也とせりされと竈のミからき漢土よいはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂廁等をいふ由など類聚雜
用まよ歌どもをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事ハ題の下よいふべきを漏しされば爰よ
舉ぐ

大殿祭 考云宮内省式よ神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此二祭の前後よ大殿祭あること貞觀儀式よ祭前者不奏
聞無賜祿と云にて知らる前ハ輕き故に是にも記さず祿
も賜はぬ省輔宮内已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重東面にて南方より一の門なり是圍司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭能保加比供奉神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平日三
よりして諸書神今食ハ月次祭と同しく六月十二日の十
一日の夕より曉まであり然れハ大殿祭ハ其十二日の平
旦也○此下今の儀式ハ字落ナ貞觀儀式の此祭よ云る神祇
どして足ハねハ儀式を舉ナ貞觀儀式の此祭よ云る神祇
官以管四合一合納玉一合納切木綿居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等着木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案簀子上預設之大舍人呼門
如常圍司奏云大殿保賀比能事申賜登宮内省官姓名叫門
故爾申勅曰令申圍司傳宣云姓名平令申宮内省進就版奏

曰大殿保賀比供奉申神祇官姓名候止申敷日喚之宮内省
稱唯退出喚神祇官神祇官稱唯中臣忌部官人着木綿纒忌部
加木立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
内裡隨案共入至殿東簀子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人至承明門散米忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿内四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸廁殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次官主
引神部延喜式至御炊殿懸木綿散米酒如初内藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式見へたり○古語拾遺神武天富命率諸齋部捧持天璽
鏡劔奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祝詞其祝詞次祭宮門其

詞亦在と云り忌部の大殿祭預ること神武天皇の御
別卷時も神代のまゝ傳へて然あるへき事也云々○講義云
此祭の起源はとも拾遺天石令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豐磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時始まれる事同書殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるをもて徴と爲へその同書神武天富
命云々祭宮内今云此文前に引ると見えたる合せて天
太玉命の供奉給ひと云ことの諾るなり云々太玉命
の天宮にて供奉給ひと大殿祭としも天照大御神の新宮
と壽詞を申し給へるよて顯宗天皇紀ある室壽の類よて
ぞ有つらむかくて拾遺天富命云々捧持天璽鏡劔云々
殿祭云々とあるもて今云これ亦上見れば天富命の物爲

られしが始と成る如くなれども情此詞を熟讀味るに天
降まじ初國知看し高千穂の大朝廷を始め給へる時よ太
玉命の事定供奉れりしを天富命のしも其祖業を傳へて
行われしものかりけり○祭儀の玉を以て神璽と爲且幣
物の首とせざる事詞に詳かり○今按に祝詞式の首よ凡祭
祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり

神魯企神魯美 史徴云此ある神魯企神魯美の天照大御神
と高皇産靈神とを申せり然して天津璽乃鏡劔乎捧持云
々の天照大御神へ係れり○講義云この大較に天照大御
神高皇産靈神神皇産靈神三柱よ係たる方かへりて宜し
く侍るにや云々常陸風土記よ諸祖天神 俗云賀味留
岐賀美留美と記
せり高皇産靈神神皇産靈神の天地にも萬物にも大元の

神よませば然稱奉ること本よりの事なるが其餘の皇祖
天神をも大較よ該羅て然稱奉る俗オホハかりける故よ諸祖天
神との書るものあり

皇御孫之命 考云天孫彦火邇々伎命を申せり○今按よ此
御稱の解の祈年祭詞よ出せり

天津高御座 講義云この天照大御神の天津朝廷の大御座
所を申せり葦原中國を統御す爲よ天降奉り給ふが故よ
其御座上よ坐奉らせ給ひて天皇の御位よ即け奉り給へ
るなり云々直靈ナカヒよ高御座と申すの唯よ高さ由のみよあ
らざり日神の御座あるが故也日よ高照とも高日とも日
高とも古語のあるを思へ扱日神の御座を次々よ受傳へ
まして其御座よ大座坐を天皇よませば日神よ均しくま

を事決し云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義なり神魯岐神魯
美命の皇孫命を天津高御座に令坐奉り給ふ事なるが故
かり下かる天津高御座を皇孫命の葦原中國に持降り
御坐て云々の事を物し給へと仰給へるなれば皇孫命の
御自らの其高御座に即坐をいふかり故麻志豆と訓分べ
し云々

天津璽乃鏡劔 講義云諸本に劔鏡とあるに上下に誤れる
ものかり考し鏡劔とあるに然る善本の有けるあるべし
拾遺に天璽鏡劔神代紀に八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三
種寶物古事記に其遠岐斯八尺勾瓊鏡及草薙劔とあり云
々○今按し此詞に鏡劔の之を舉て玉の事をきにつきて

世に種々の説あり講義にも論ありて大凡然ること、聞
えされと思ふ旨有て今に省けり此事の子が考に別にあ
りて既に神教叢語に其大略を録出せり猶委しき事、暇
ある日を待つにあむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾
兒視此寶鏡當猶視吾云々とある此を云かり云々本註に
如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如しと云かりを
に神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后舉
觴以壽于太子因以歌曰云々とあるを記しもありて其歌
の終に此者酒樂之歌也と見えざるが其歌乃中に神保岐
ほぎ狂ほし豊保岐ほぎ廻ほしとあるをもて久代の壽觴
よの善言美詞を盡し極めて云ことなれば天神の此壽言

ハ今世にさる事のある如くありと注せるなりされハ大
殿祭ハ壽筋と同トくして言壽をる状の似たるのみから
せ一事ありとなり

宣志久 講義云孝徳天皇紀ハ誨をノタマシクと訓るを以
て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七ハ詔之久三十に
勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我ハ皇祖神の御自ら詔たまふ也後
の宣命万葉にも天皇の御自如此詔ひしことあり○講義
云宇都御子の紀記共ハ伊邪那岐命の大御神須佐之男命
を指て然宣へるに貴子珍子の字を書れたるも此と同ト
心はへの稱ホトなり記傳ハ右の神代紀の訓注に珍此云子圖
と見え神武天皇紀ハ珍彦此云子磐毘古とある宇豆ハ師

説ハ高く嚴きこと也とあり 今の言に人の容貌を宇なほ
豆高きと云も能叶へりなほ
例ハ万葉に天皇朕宇頭乃御手以まゝ諸祝詞ハ宇豆の幣
帛などもありと見えたり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敕皇孫曰葦原千五百秋之
瑞穂國是吾子孫可王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚
之隆當與天壤無窮者矣この文をべて右と同ト宇都よ
り命まで引續けて心得べし

此乃天津高御座 爾坐豆 後釋云此祭ハ大殿の祭なる故ハ
殊ハかく高御座の事の詔命あるハ宜ある事也かくて此
乃との即ち上に高御座 爾坐豆とある御座を指て詔ふ也
その上文を味ふハ其高御座を高天原より降して此御國
にても即その天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり

かの天之石位離とあるとは事の趣異にして是の持て降り給ふべき御料は設られたる御座と聞えたり故此の高御座兩坐豆とは詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣は日神の御末を嗣給ふを云りこゝの後をもて此ことを用ゐるものあり○直日靈云天皇の御統を日嗣と申すは日神の御心を御心として其御業を継ぎ坐すが故也○記傳云こゝ天照大御神の大御任を受傳へ坐て其大御業を嗣々は知食す由の御稱あり天武天皇紀に皇祖等之騰極とある處は古云日嗣也と註せられたり

万千秋乃長秋爾 考云安國と云々へ續く文あり○講義云瑞穂は係けて宣とせたる壽詞なり中臣壽詞は天都御膳

を長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穂平平久安久云々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々とあるを合せて知るべしされは古事記に豊葦原之千秋長五百秋之水穂國神代紀は葦原千五百秋之瑞穂國などある國名の此御言壽は依て天神の号させ給ふ所あるものなり記傳三に云れたる如く神代の年數に抗ては万千秋かどの何程の事にも非るを壽詞と爲給へる意は然にあらむ万千秋の長秋は回々重ね行く事は宜るにて意は天地と共に窮り無きをいふあり

大八洲 國号考云大八洲は外國は對して獨立て天下を總云ふ名あり八千矛神の御歌に八島國妻まぎかねて云々とよみ給ひ倭建命の御言に吾者坐纏向之日代宮所知大

八島大帶日子淤斯呂和氣天皇之御子と詔ひ孝徳天皇の
詔よも現爲明神御大八島天皇と宜へり公式令の詔書式
にも朝廷の大事よ用らるゝ詔にも明神御宇大八洲天皇
詔旨とあり○今按よ古事記よ伊邪那岐伊邪那美二杜神
の淡道島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐度島大
倭豊秋津島を生みたまへる所よ故因此八島先所生謂大
八島國とあり

豊葦原 國号考云豊の美稱よて葦原といいとく上代よ
の四方の海べとの悉く葦原よて其中に國處の在て上方
より見下せの葦原の廻れる中に見えける故に高天原よ
りかくの名づけたる也

瑞穂國 考云とづほのみづくとき穂をいふ○記傳云美

豆の物の美しきをほむる言よて是の穂をほめよるなり
穂の稻穂を云り葦のよのあらむ○今按よ此の彼千秋五
百秋聞食を齋庭の穂よ付て稱へたる号あり

所知食 考云訓注の本言をするおと古書皆同ト然れば注
よの女須とわれと文をほめせとよむべき理あり云々女
の字を用ゐよから今京の人の註なり云々○今按よ此
文の原の神代より起りていと古く書傳へけむといおほ
ゆれど此女字を書るのいかにと云ふよ後世人のふと書
き誤りよよぞあらむ此字一ツをもて古人の筆からむと
疑ひむの能くも考へざるものあり

以天津御量 講義云大祓詞よ八百万神等手神集々給比
神議々給とある此を謂ふかり天津御量とい天神の御

議にて其議の古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御
量とある天御量の本注は大小斤雜器之名也とある如く
度量を計る器を波加里といふ其と同言にて議との相共
は其是をいひ聚めて此を其物と其事とよ計り合せ其理
の長たる方に因准ふの言也万葉二の神分々と記るの
其義を思ひての所爲あり
事問之 考云物いふことを古のこととふと云り万葉の歌
に多くある言なり

磐根木根乃立 考云新撰字鏡は杠を支利久比と訓○木の
杠の事なり木立との全木のもとよりにて杙杭のよ立て
あるをら物言ふと云なり艸乃片葉に向へしよても知る
へし○後釋云岩根のたよ岩よて根の添て云ふ言也屋を

やね羽をはね杵を杵根矛を矛根島を島根といふ類也木
根乃立とある乃字の決めて行あるべし乃といふ詞あり
ての訓もいとあじきか上よ乃と云べき詞にあらむ木根
たち也扱他の祝詞よこ皆木立とあれどもこたちと訓て
の叶の是の常いふ木立のことに非む考の説の如く杠
をれば根字あるよよりて訓むべきあり

草乃垣葉毛平言止豆 後釋云凡て草の大きた三葉五葉づ
かど並びて生る物なるよそれを闕取てたよ一葉かど殘
りけあるさまを以いふ詞よて意の唯いさよかの草の一
葉までといふなるべし云々止豆といへるの云々令止豆の
約りたるなれば他をして止豆むる意あり云々

天降利賜比志云々 講義云かの邇々藝命の高千穂宮の御

事より始めて歴世の天皇等の御事申せるが直まそれより奥山乃云々といふは續る時の當代の天皇の御上との成ざるを中間は今字を差挟みて當今の御事となる文法實は奇しとも妙なりとも決めて神からぬ人の企及ぶべき處にあらざ云々此の皇御孫命の御自ら食國天下を所知を爲に天降賜ふ由は云て其言を下へ連る故に天降利との云りかくて次なる詞を反復して食國天下乃天津日嗣所知食云々止天降利賜比志と錯綜て見れば事義明あるものを

食國天下 考云古事記に食國訓食云袁須といひて總て身はしたかへめす事を袁須と云り○記傳云食國との皇御孫命の知し食を此天下を總言ふ稱はして食のものと物を

食ふこと也扱物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を身は受入るゝ意同トき故は見とも聞とも知とも食とも相通はして云こと多くして君の御國を治せ有ち坐をを知とも食も聞看とも申せあり云々○講義云食國天下との天降來坐て初國食看を御事を云かり然れば今代の天皇からせ邇々藝命は係れりさて此食國即天下天下即食國かれの重復るが如くなれども然らば天下の其体を云ひ食國の其用にて上かる大八島豐葦原水穗國云々より受たる也續紀宣命にも食國天下と多く見えたり因に云食國天下登の登の辭は食國天下と與の意の登かる事いふも更なるが尙此上に兼含る意ありを天津日嗣給ひしより受る時の邇々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々は續く時の今の

天皇の御事の始と成りて二は巨る義あり能味ふべし○
今按に此の登といふ辭の常は登志且の意は用ると同ト
かるべくおほゆれど與字の意といふもめづらしけれは
舉げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事を指奉るかり次な
る今字を此頭に回らして心得べし○食國天下との悉く
天下の公民を統べ親し給ひて治め有たせ給ふ由にて
事の御政に係り天津日嗣所知食との天下乃貢調を聞食
して百姓の仕奉る道を治め給ふ由にて事の寶祚に係る
を共は天皇の天下を有たせたまふ御事と申すは於ての
同トきかから其條理をいふ時のかく殊異なる所あるが
故は此二を並べ云る也云々○今按は此亦いと穿鑿た

る説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今の毎年は大殿祭供奉の時の今よて其御代を
指ていふ此言をもて天孫降臨の古を別てるなり

奥山乃大峽云々 考云峽は山と山の間あり云々良材の嶺
などにはあらで山のたごみは多き物あれば然いふなり
○講義云木を探る深山を云なり祈年山口祭詞は遠山
近山爾生立とありその山を司り坐す神は申す詞あるが
故は汎く然云るが此の唯に宮材の用に付ていふ故は奥
山との云るなり その今いふ迄も無く良材の 山峽は木の
生立よろしく又扶梳する所なるをもて也

立留木平 講義云山口神祭詞に生立留大木小木とあり
その山口神にすべての木の事を申すが故に然汎く生

立との云るをこゝの用ある宮材のことを殊更に取出
ていふ所あるを以てたゞ立留木との云り

齋斧 講義云齋の齋慎て淨からぬことを避るかり古書中
に齋場齋館齋藏齋殿などいふより始めて雜具に至る迄
も齋斧齋鉏齋鎌など其具の上に冠いふ事常也云々和名
抄工匠具部は斧和名乎能一云與伎

伐採豆 考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實卜部率造酒童女
同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲採内院
料材向卜食山即祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧
伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の宮造の材
をバ忌部その山に向ひて祭して伐始むること此文にて
知べし紀はも後の物も宮材を採山神木靈を祭ること

と見えたり

本末 平云々 考云万葉は手むけは祭字を用う

中間 平持出來氏 考云この中間を用るはもとよりの事か
り本末を神に祭るの今も遠江國人大木を伐て其梢を
折て切たる本株の中らにさし立侍りぬ古へも然するを
本末を山神に奉るといふ云ならむ他國ても然するか問
べし○講義云遠江に限りて諸國にてもする事なり

齋鉏 平以 考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前は大祓有て始
作内院雜殿造酒童女執齋鉏堀稻實殿四角柱穴物部次之
役夫次之と見ゆ云々

齋柱 講義云倭姬命世記は齋鋤平以天齋柱立
まゝ大神宮儀式帳に正殿心柱造奉とある本注は其柱名

一名天御柱
一名心御柱

号稱_ニ忌柱_一と見え云々齋柱と云ハ齋斧齋鉏などの如ク齋
清まハり仕奉るをもていハ天御柱とハ伊弉諾伊弉冉二
神の化豎たまひハ天之御柱よて記傳_一説れたる如ク身
屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々
天之御翳日之御翳講 義云これ迄に舍を建るおとをいハ
此には草もて屋を覆ふ事を云なり

瑞之御殿 考云あらかハ在所かり所をかとも云り○講義
云古語拾遺_{石篇}ハ手置帆負命彦狹知命以_天御量_伐大峽
小峽之材_{而造}瑞_殿古語云美豆云々又_{神武天}建都_{檀原}經_營帝宅_{仍令}天_富命_命太_玉孫_率手置帆負彦狹知二神之孫_以齋
斧齋鉏始伐_採山_材構_立正殿云々故其裔在_紀伊國名草郡
御木齋香二郷_{古語正殿}採木齋部所居謂_之御木造殿齋部

所居謂_之之齋香と見えたる是也云々おを瑞之御殿汝と引
續けたる意_一訓べし考に乎字を加へられハ
るハ中々ある情進なり
汝屋船命 考云汝ハ常ハいましと云ハ崇_{とて}ハましと
云ふ事續日本紀の宣命よて知らる○講義云汝ハ御殿を

屋船命と崇めてそを汝と指せる也汝を續紀宣命ハ美麻
斯と有に依べし御座_ハの義なり又こを伊麻斯と云ハ所在
よて共に汝字に當べき言あがら美麻斯ハ上様ある方
申_ハ伊麻斯ハ其所_ハ在るを指云て崇詞_ハ非レハ同等よ
り以下へ係ていふ語と聞えたり云々屋船命ハ下_ハ屋船
久々能遲命屋船豐宇氣毗賣命と稱へ別たれと本一神な
りそハ屋船命と申_ハ時_ハ木を山_ハ伐り草を野_ハ刈て造
成_ハたる全體の御殿の御靈と坐_ハ神の謂なるがそを辭

分ていふ時の木神草神は坐り是故に久々能運命豊宇氣
毗賣命と申せるを屋船と上は冠て申す其木草をもて
作れる御殿にて稱申すが故にて受張たる御名は非屋
の舍宅なり宮といふも御屋あり神祇令義解また靈異記
等宅神と見え野府記は長元三年十一月廿五日乙卯
宅神祭とあり昔の人臣の家はても殿祭に擬へて行へる
よあそ奥儀抄に保食神者宅神也とあるをも思ふべきも
のかり船の舍宅は拘らば神号はて布禰の大根と申す稱
名にて云々布と保と通ふ例は天穗日命を出雲風土記は
天乃夫比命と書し古語拾遺は御祈玉古語美保伎玉とあ
るを此詞は御吹支乃五百箇御統の玉とあるなどいと
多かり保の大なる由は記傳に御大之御前の例を引て記

穴大部天武天皇紀は迹大川万葉十三は爾太遙十九は
爾太要などありと云れたるが如し根の主といふ言也云
々

天津奇護言 講義云この下に此乃敷坐云々とあるを指て
云あり上は天神の言壽宣久志とあるは天上にての護言な
るが其に因准て宮柱太敷立て屋舟神を鎮祭り其祝事を
ものする事あるが故は天津奇護言と云なり護言の言壽
也然れども言壽の其對ふ所の神は在れ人は在れ其徳と
なすべき所の美を列ね善を擧て稱へいふ事あるが伊波
比許登の其幣物を奠りて齋き崇つくを本として即その
事の上に於て如此こそ有まほしけれ然こそ願はしけれ
と希求る條理を告る由也然れば神を社に祠くを伊波布

と云も此由あるが其をハ保具といふ云ざるをもて此差別
を定むべしかされハ奇護言とい天津宮よて事初め給へ
る奇異なる護言といふ義よて幣物の御祈玉及び明和幣
曜和幣を獻て屋船命を鎮奉り給ふを云が久須志と冠ら
せざるを以この祭の世ハ妙なる功驗あることを聞くべ
きものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮を云ふ
次々にある事皆是あり○講義云下に柱桁梁戸闢の錯動
鳴事無久とあるに照應ていひ且ハ顯宗天皇紀室壽の御
詞ハ築立稚室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見え
万葉集歌ハ真木柱太心者有之香杼此吾心鎮目金津毛と
ある如く家ハ先柱をいひ柱ハ鎮る由をいふ常例と

聞えられたるが此詞なるも其如くなる上ハ凡ての御
殿の全体を以て屋船命の神体とあり其御靈を天津奇護
言以て齋ひ鎮め奉りその屋船命の平けく安けく鎮坐ハ
事を言壽白を由よて其裡ハ其御殿の内に坐て天下所
知食ハ皇御孫命を動かく鎮りまさしめ給へと乞祈ハ由
なるが故ハ次ハ此敷坐大宮地云々の事を言竟して其終
ハ平久安久奉護留神御名平申久屋船久々運命屋船豐宇
氣姫命止御名波平稱奉利と申す一神の功用の木と草とを
集て大成ることを委曲に徴したる文あるものあり
此乃敷坐大宮地 講義云當今の大宮地を云り譬ハ邇々
藝命ハ高千穂神倭天皇ハ檀原あとの類なるをいふ也敷
坐の事ハ上に已ハ注せり

底津磐根乃極美 考云地の底の極りまでと云あり○講義
云下に堀堅たるは照應詞也あは大地の根底までも大宮
柱太しく立る際限を云なり高天原は對するをもて知る
べし此を以て見る時の屋船神の御殿のみの神に坐さ
せ其敷ます大宮地の守護を兼て鎮り坐す事決し云々さ
れども此神を總ての大宮地の神とい申すべからせ其舎
屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神の古語
拾遺に坐摩は大宮地之靈と見えより思ひ混ふ可らせ
下津綱根 考云下津とい唯殿の下の地にて上の底は異
なり綱根の顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命の
宮の事出雲風土記の楯繼郡の詞を合せ見るは上ツ代の
殿造りの上下縦横は千尋の綱もて結固めし也ことよ

其柱根を結し綱よりて下つ綱根といふのこそ乃綱も
後世の如くはあらせ葛もてせし故は顯宗紀に葛根と書
たり其外綱根など書しは古に叶ひせ○神代紀一書云汝
應住日隅宮者今當供造即以千尋栲綱百八十紐顯宗紀室
壽に築立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮
之縦横御量千尋栲綱持而百八十結々下而此天御量持而
所造天下大神之宮造奉請而云々
古語云番繩之類云々 講義云荷田在滿日番繩の昔の宮室
を作るは材と材とを繩もて紹ひ着て作れるなるべしそ
の繩の床下はあれは下津綱根といふか即ち下に葛目
の繩比とあり然れば此處の葛を以て諸の柱を互に繋ぎ
合すと見えより

波府蟲 考云波府蟲の地はふ蛇虹の類あり上代に國荒
く家の構味に人も平土に臥し時のこの昆蟲の害ありけ
む云々○後釋云蟲の地に這ふ物なる故に都て蟲を然云
かり鳥を飛ぶ鳥と云ふ同ト猶又花をさく花雨をふる雨
と云も同ト事なり

高天原 講義云地外を圍繞れる氣中を稱ふ号して高天原
爾神留座まゝ高天原爾事始天などいふ例との異なりそ
の青雲の靄極と續けるを以知るべきものあり○今按し
天また高天原の事ハ古人も説あり予も少か説われと別
し云べし青雲云々の祈年祭に出たり
天乃血垂 後釋云應神天皇の御歌し毛々知陀流家庭母見
由とよませ給へる知陀流と一にて古事記上卷の登陀

流とありその上代人家の屋根の竈處の上の煙を出す所
の名ありされば其上を飛渡る諸鳥の毒などある糞まゝ
さらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事などのありて
其毒にあたる類これ高津鳥の災あり云々○今按し血垂
を考ふの文字の如く解かれ平田翁も是に從入れたれど
此の文上と下とを對へ云るよて必き後釋の説の如くか
らで叶ひ難し又講義し血の道の義垂ハ所謂天之八衢
とも云ふとく幾條も多き氣脈を云るが神ハ更しも云ハ
き大虚を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見えりと
て上件の説しは從はざれと予は猶さもおほえねは取ら
せ

堀堅多留柱 考云柱根に石を居るは後なり大嘗宮は後世

も掘て柱を立今田舎の賤しき慮は皆然り○講義云柱は
和名抄具柱波之良とあり間在也○今按具名義はい
かゞあらむ信ひ難し桁梁なども皆之に准ふべし

桁梁 講義云和名抄掛板と云桁屋桁也計太なるべし梁棟梁也宇

都波利全張なるべし

戸牖 講義云和名抄戸野王案在城廓曰門在屋室曰戸に外

して室中に界ふ牖説文云在屋曰窓在牆曰牖和名未止と
處を以ていへり

あれど屋あるをも墻なるをも未止と云あり

錯 考云行合を省き通とせて云のみ○講義云木交て柱

桁梁戸牖の行合ふ所を云なり○今按に加比は合と同ト

神遺方水と火氣を加波世とあるかとも合せの義あり

葛目乃緩比 考云上に云る綱根も同トくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通はして云ひつ○講義云句を隔て下無久とあり其心也云々上下津綱根とある下注る如
く上代の家造は何所も何所も細葛を以て結固えし物か
るが故に其結目の緩ぶおと無くとは云なり室壽詞に稚
室葛根云々を此一對へて思ふべきものあり

取曹計魯草 記傳云加夜は記一以鶉羽爲曹草とありて訓

曹草云加夜と注せるが本義にて何一まれ屋曹む料の草

を云かり云々茅と云ふ一種あるも屋曹くに主と用る故

の名あり

噪岐 考云今も亂れをくけと云り○講義云源氏野分一曾

々計る菜かどあり此は鳥などの啄み散すを云あるべ

と凡ては屋上に取曹く所の草の亂無くとの義あること

・云も更かり

御床都比 講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事を云こと著ければ此御床は諦しく晝御座を云かり都は例の之に通ふ都比は邊海邊にて御床之邊といふ義也邊多くある邊なり

佐夜岐 考云この所は事無と云べきを下といふ故に略けり云々神武紀に聞喧擾之響此云左椰いふが如くさやめ

騒がしき事也とて委しき説あれと長ければ引出き

夜女 後釋云夜女は夜目にて夜眠れるほどをいふ朝に目の覺たるか朝目と云に對へたる言あり

伊須々岐 考云伊は發語の古事記に神武天皇の後の御

母陰を神の矢は突れて立走伊須々伎々といひ又火遠理命へかの鉤を咀て返し給に須々鉤とのたまふことを紀に踉蹠鉤と書たるをもむかへ万葉に二人の男の一人の女を争ふを須々志競と云るも皆後世すべると云は同トくて心も心からせむろく事あり○後釋云この夜ねふれる程ものはおそひれかどして驚く類をいふあり

伊豆都志伎 考云万葉は旅路かどは都々美なく在と云はあやまち滞かかれといふ意あれば右の伊須々支は續け云ふべき言也○後釋云この上の御床つひのさやぎと夜女といすゞきと二を受てさる類の伊豆都しき事無くといふあり

奉護 講義云護の神の護り給ふ事にて奉の神より天皇は

奉るなり

屋船久々能運命 記傳云久々の莖なり和名抄は莖和名久木とありそを久々と云るは万葉十四は久君美良莖葦なりと九久多知和名抄に莖久々かど云り智の男を尊む稱也多知莖葦苗也○史徵云古事記は伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比賣神亦名野椎神神代紀に生木祖句々迺馳次生草祖草野姫亦名野槌一書は生木神等号句々迺馳かど見えたれども悉く誤れる傳はて實は木神草神ともに豊受姫命の幸御魂は坐すなり

屋船豊宇氣姫命 史徵云引結幣葛目乃緩比取曹留草乃噪無久と云るは野神草野姫神の幸ひたまふ功德は係れり

然るを草野姫といはせて豊宇氣姫命と云るは如何と云に此神實は稻穀を生給へる神に坐はを餘草をも生ト給へるは其幸御魂の御業なる故は此の本御靈の名もて云るなり又稻も菴も共草なれば取總ても云ふへし殿造には草は木は次てやむとどなき物ゆゑに如此委曲は言壽奉ることなるは草野姫神を擧まそぬ事のあらめや云々○講義云屋根に舊く所の草の神也然らば草野姫とか野槌とか申すべきを如此なるは辟木束稻の事をも兼たるが爲は其本つ御靈の名を表章せるなり云々且は上は天津日嗣所知食云々とありて下はその結びありて皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉と見えたる其事を兼たれば屋舟草野姫とは云ふまづくその本もて屋舟豊宇氣姫命と申すべきこと

かり
是稻靈也俗謂宇賀能美多麻。講義云是稻靈也はその豊宇
氣姫命の本分の御徳を注せる也俗謂云々を甚と誤か
り云々○今按講義は豊宇氣姫神を宇賀能御魂と申す
を誤かりと云れど紀は伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命
とあるは正しく記は生大宜都比賣神とあるにあたり此
大宜都比賣神やがて保食神にて豊宇氣神も同神にます
こと古史徴の説動くましくおほゆれば本注誤は非也又
宇氣は食の義にてその宇を省きて氣といひ又宇加とも
活用す由かとは記傳に説かれたるを見るべし
辟木束稻置於戸邊。講義云其状いかに有けむ今知るべか
らされども辟木は立て置き束稻を穂を下へ向て垂るる

あるべし今國々にてする所の正月の飾に物する門松注
連繩かと吾淡路の齋木にて此はも似ることあり
以米散屋中。講義云神事に物する散米にて此は殊は妖氣
を拂ひ不淨を清々しくする事ある故に諸神事遺り傳
はれるものとおほえさり云々今も淡路國かどにて打
蒔とて産屋に搗精けたる米を置くも古の遺れるなり○
今按は平田翁の玉禊は今昔物語の兒の枕元は在りし米
を投て妖物を逐ひし事又物語書かどは打まきの事を云
るなどを引き山人は伴れたる寅吉が話をも舉げて妖物
の精米を畏る、由を云はれたり其事いと長ければ引出
ぎ彼書を披見るべし
齋玉作等我後釋云齋て玉を作る人なり齋は作る人に係

れる稱也○講義云姓氏錄に齋玉作高御魂命孫天明玉命
之後也云々とある是かり古語拾遺に太玉命所率神云々
櫛明玉命出雲國玉作祖也また櫛明玉命作八坂瓊五百箇
御統玉と見えまゝ神武天皇段に櫛明玉命之孫造御祈玉
古語美保伎其裔在出雲國每年與調物貢進其玉と見え臨
玉言祈玉也
時祭式にも凡出雲國所進御富岐玉六十連三時大殿祭料
三十六連臨時
二十四連每年十月以前令志字
郡神戶玉作氏造備差使進上とある是よて云々齋を加
へて云るは太玉命以來其裔の率る所の齋部おればなり
瑞八尺瓊云々考云八尺瓊は長き緒に五百と多くの玉を
貫たるをほめいふ也その八は彌よて云々尺は漢字を借
このと云々八尺を八坂とも書しに依て玉の御統は御は
出し地名をとも云いふに足らず
眞にて美る言すまゝは數の玉を緒に貫てわがねくより

よせたるを云ふ云々御吹の右に富岐と書しよて今云こ
の臨時
祭式に御富岐玉と吹の借字なるを知べし此祭を大殿は
あるを云れしなり
がひと云てはおひのほぎを延ぶる言又上よ言壽鎮とも
いひ下の神賀にも玉もて壽申せり然ればかゝる祭に奉
る故に御壽の玉と云なり云々○講義云御富伎は御祈
也古語拾遺に御祈玉古語美保伎玉言祈禱也云々○記傳
云美須麻流の神代紀に御統此云美須麻屢とあり纂疏に
以絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり志
流。忘
麻流なども不同言の
轉れるなるべし云々
明和幣考云氏に多倍の約よて爾岐多倍とも爾伎氏とも
いふのと明曜の其色をいふ事上よ出爾伎のよく調ひあ
へる事を萬の物よ云りこゝの布のよきを云○記傳云幣

字を書くを神に奉る方_ニ付ての事にて此物の本義_ニと
あらざ

齋部宿禰 考云宿禰と書て借字_ニて少兄_トと云言也こと本
皇子を大兄_トと申し臣を少兄_トと云るもて臣の一_ノのかほね
と成たりその奈延の約、禰おれハ須久禰といふ且兄はえ
ともせとも云て人を崇むる言也さてかほねはあがまへ
名ちふ事_ニて總べてのかほね皆其氏につけて崇め給ひ
て上より賜せせり此事後人多くは惑へり○今按に氏_{カミ}姓
の事記傳允恭天皇段に詳かり事長ければ引かぎ又考_ニ
此を崇へ名の義とせられされと信ひ難しま_ニ齋部氏の
事は祈年祭詞の末に見えたり

言壽鎮奉事能云々 講義云上_ニ天津奇護言平以言壽鎮白

久とある結なり云々あらゆる居宅具を並べ擧てそれ_ノ
の言壽をなして屋舟命の御靈を齋ひ鎮むるが尙遺る所
あらむかと其心づかひして漏落む事とは云るかり云々
さて此文のかく盡したる上_ニも猶漏落む事をハ云々と
あるすべての事の趣を考へ見よ屋舟命は端之御殿の神
靈なるが居宅の具と成れる物悉く木なるは久々能運命。
草なるは豊宇氣姫命と二柱神の主領さ在_ニることあるが
故_ニ平けく安けく住居る事也然れば少_シき葛目の緩
び少かる草の噪といへども此神等の能く守り給ふと守
りたまはざるとの間_ニ在る事おれハ殊に此大殿祭また
は庶人の宅神祭はよくせまほしき業あり

神直日命大直日命 考云伊邪那岐命身滌し給ひて先_ニ八十

禍津日神を生給ふをそれ直し給ふとて次は神直日大直日、二神を生まじきその二神萬のひが事を由宜しく直したまふ故はかくも云り。○記傳云直日とは禍を直し給ふ御靈の謂也。○講義云屋舟神等の御靈を言壽き齋ひ鎮め奉れるが豈諸種の物どもを悉く舉ることを得むや漏もと落もたらむを神直日命大直日命を食して諸の禍災事勿らしめ給へとあり。

聞直見直 講義云聞直は祝詞に係り見直は幣物に係れること云も更なり。

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以屋船命と稱へ其採用る所の草木は就て久々能運命豊宇氣姫命と御名を表章し其事の整ひ備る上は於て大宮賣命と稱申を御事な

るがその當然をいふ時の引續きて上文は附くべきをそれよも物々よ依て各々別々よ言壽き齋ひ鎮るよとのあるが故は所狭く云べき所なく且彼の御靈を齋鎮る事を主とせし此の神の守り給ふ所詞を云列ね其御防護を祈り奉るを主とせれば自然其事の別なるが如くなるに付て一聯乃文にのあはまよきが故に殊更に申せるよの有けれ別神ありて申す由に非ざるが故は唯は詞別白久といふかりけり。○上の祝詞の禍無く福有む事を壽き稱へて禍福ともに天然なるを云が此、詞別の咎過なくして安く全けからんことを祈申せるにて人爲の上にある事をいふ此祭と詞分とを混は爲ざる所以あり云々。○今按に屋船神と大宮賣神と同神とするの頗る附會に似たり。

といへども姑く擧おきて後日の考は備ふ猶能考ふべき
あり

大宮賣命

古語拾遺云令大宮賣神侍於御前

是太玉命久志備所生神如今

世内侍善言美詞和君臣問命宸襟悅懌也 ○考云古語拾遺は大宮賣神の天照

大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和
せるが如くと云るはことと合へり○今按に此神の御事

古史傳及び玉禰等に委しく見えたり

同殿能裡爾云々

講義云殿を意富登能と訓む證は拾遺に

大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床同殿と
あるを駿河風土記に引る香具山日記は同床共大殿と
あるを彼此合せて知るべきなり云々在所といふ時のそ
べての御構内をいひ止乃の處主の意にて云々止乃とい

ふ時の天皇の身屋は局れる名ありけり

塞坐

講義云物の蓋をして刺塞きたる如く神の御殿内は

充塞り在るをいふ

参入罷出入

記傳云参の貴所へ向行をいひ罷の貴所より

退去を云○講義云此の日に王臣の朝参する事を云り

凡ての文意を思ふは参入罷出人云々の下に親王諸王諸

臣云々にて此は神等ゆ伊須呂許ひ阿禮比坐のその王臣

等は依託て顯は思からぬ事をなさしめ神の御守の隙を

伺寄て大殿裡にて禍を幽はかす神の所爲をも綜緒せる

文なり

選比所知志

講義云天皇の大御許は参入罷出る人の品を

鑒定たまひ然るまどき人の出入を止めさせ給へとなり

神等能伊須呂許比云々 考云伊須呂許比の伊の發語にて
須呂の須々呂の略。許比の伎の延言にて須々呂伎也この
右よも云る如く心も心からせあるをすゝろくと云に同
トくてかの八十禍津日神等のさまをいふ也云々かく惡
しき方へひきある神を和して逐ひ給ふ女神の功をいふ
○講義云言直の言の事業にあらせ言語を云なり和の荒
るゝ者を和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也
言直の言語を以其曲るを直を由あるを和し御業を以
その荒びを鎮むる意あり○この右に參入罷出人乃云々
とある對にて彼も此も同ト神の所置おがら彼人の作
業は發見せる所をもて語をかこ此の本意は擧る所の禍
の類にて自然の如く來る所あるが眞の自然にあらせ

殃災福祥とものに神業あるを徴せる古語也○世の道速
ふる惡神等もありて云々家に災禍と身は害爲ること多
かり此を凡人の心をもて見る時の自然の如く偶然の如
く思ふ事也實の人の眼の能及ぶ所は非るが故は自然の
如くなるあり然れども此詞の神代の神等のさる禍福
の因縁も何も御自ら直に見行し事を有がまゝは言述ら
れたるなれば其心して伺ふべきものあり
比禮懸伴緒 考云領巾の女の懸る物あり古の總ての女の
懸しこと紀にも万葉にも見ゆれどこの禊かぐる男と
對へいへば大御食は仕る采女を専ら指をなり○記傳云
比禮といふ物の何にまれ打振る物をいふ然れば魚の鱗
も水中を行とて振る物。服の領布も本の振る料あり上代領

巾の必ず振り ○御食は仕奉るは殊に比禮を懸る由の比
禮のものと振て蟲などを撥さむ爲は懸るものありしが後
遂は禮服とされるなり云々 ○和名抄に領巾頂上飾也日
本紀私記云比禮 ○伴との官職はまれ何はまれ一部とも
なふを云某伴某伴と云是あり登母賀良かど云も此意又
何とかく交り親む人を友と云も同意あり緒の長の本語
にて云々伴緒の其部屬の長をいふ稱なり

襦懸伴緒 考云御食を造る男たちなり業をる人の襦かく
る事既は忌部の幣を頒つ事に云が如し ○後宮職員令は
采女六十人延喜采女同式は采女四十人と見えたり同令
内膳司に膳部六十人掌造御食といへり ○講義云天武天
皇紀は膳夫采女等之手襦肩巾とある采女は肩巾を當れ

は膳夫の襦かくる伴緒也

手躰足躰 考云大御膳は仕奉るは手足のあやまちつまづ
きあらせぬなり ○後釋云手躰の御膳物を取はづし過つ
如き事なり ○講義云万葉二は黄葉の散のまがひにと有
の黄葉の散まよふ事と云るがまがひは亂字のよく當れ
りゆくりかく過つを云あり

親王諸王諸臣 後釋云すべて如此さまは列ね擧ること上
代にの臣連國造伴造百八十部など云りき諸王諸臣と連
ね云る事の書紀の推古卷に見えたり其頃よりの事ある
べしさて天武卷に至りて親王諸王及諸臣とも親王諸王
及群卿とも親臣諸臣及百寮人とも親王諸臣及百官人等
とも見えたり

百官人等 考云官人といふの令にての初位以上六位以下
官位ある人を云れど是の無位まで總て仕奉る人を云
べし○後釋云百官と云ふとい何頃より云そめけむ甚古
くして古事記にも見えたりされどあつものと漢籍に倣へ
ることなるべし○今按に風神祭詞に百万物知人と見え
て此の固りの古言と聞ゆれば百官人といふことも有り
やとけむ必しも漢に倣へりとのみの云難かりぬくや
已乖々 考云おのがむさくくの万葉にもよめり○講義云
己が向々よ氣隨あるを云ふなり○今按に乖字のソムク
と訓はムキと云むの如何なれどもおほよそ借て書る
あるべし

邪意穢意 今按に邪も穢も大凡似たることなれどそれを如

此さまよ重ね云ひて文を飾ること古言に例多かり清支
明支誠心など云ふ類あり

官進 後釋云百官人の大宮に參入仕奉る事を此神の勵
たまふを云なるべし○講義云進の大宮仕に怠退こと無
さを云なり

官勤 講義云官仕に緩怠ることあきを云

咎過 講義云已乖々の事の咎なり手蹟足蹟の如き過か
り

大宮賣命 止 講義云上よ擧る如き御守のことも悉く君臣の
間よ係れる國家の大事なるを此神の大宮の内よ塞坐て
預り所知食す御靈よ依れる故に大宮賣命と稱へ奉れる
なり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上に擧た
れハ略しつ

あれハ唯に君臣の間の事の如くなれども此詞に神等乃
伊須呂許比阿禮比坐を言直し和し坐とあれハ神と君と
の御中をも和したまふなりけり云々

○
御門祭 考云四時祭式は四面御門祭十二月御川水祭同上
の左に右四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆ夏
の六月か式に漏たり○講義云四時祭式は云々と見え
るハ此御門神ハ四面御門は齋く所座摩神ハ御川水は在
す所也と雖常にハ神祇官西院は齋かれ御座て祈年月次
新嘗等ハ其所にして祭らるる所なるを六月十二月兩度
然るべき日ハその守護り坐を四面御門につき御川水は
付て祭らるる其幣物也これを齋部氏の仕奉る御門祭の料

からむと思ふハ非きその祝詞の首ハ凡祭祀祝詞者御殿
御門等祭齋部氏祝詞と見えたるに少しも拘る状ならぬ
ハ別あるが故也思ひ混ふべからき齋部氏の行ふ御門祭
ハ大殿祭に構行ハるる事下に云るが如し因ハ云御川水
祭ハ神祇官西院坐廿三座乃中なる座摩巫祭神五座とあ
る此神等を云なりさるハ右の幣物の員數を以按るに御
門神ハ八柱ある故ハ凡そ八數あり御門神の例を刻して
見るハ座摩巫の行事ハ御川水神の料ハ凡て五數なるハ
其祭神にて五柱なるが故あり是以御門神御川水神等の
常ハ御門御溝カハミの所ハ在て守護まし神祇官にて祭らせ給
ふ所ハ即ち其靈を齋かせ給ふ所なるを知るべし○今按
に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にハさ

とも用あるにもあらずと煩しく擧げたるあり○講義云
祝詞式は此詞をかく別條に出されたりと雖その式の大
殿祭は縁て共に行はるることにて真に其詞別の如く
ある也その古語拾遺は殿祭門祭者元太王命供奉之儀と
あるに上は云る如く同書岩戸條に天照大神を新殿に遷し
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱今、斯利久廻懸其
殿令大宮賣神侍於御前令豊岩間戸命櫛岩間戸命二神守
衛殿門とある時に供奉られし事にて皇孫命の初國知食
と高千穂にて定りつる神事と見えたり但守衛殿門とあ
るに深く心ありて記されざる物にて常に宮門など云
との異にて御殿と御門とを完備給ふとの事なりさるに
大宮女神の御殿の内なるは御門神のそを守護り坐とす

るに如何と云き状あれど猶委しく見るに令大宮賣神侍於
御前とあると大殿祭の詞別とを合考するに大宮賣神の專
らとの其大殿の内は坐て君臣の間を事を守らせ給ふを
御徳とし給ひ御門神の御門の云も更也御殿にもあれ人
の往來出入ある戸口を守護たまふ神はませば守衛殿門
との聞えたる事なりけり云々此詞の大殿祭は付きてそ
の詞別の文なるも又謂ある古傳ならせやさるに屋船命
と申すに御殿の更かり御門にも何にも木を以造り草を
以て覆ひて屋根とする所の悉くこの神の恩頼に依る所
なるか其内は在る所の物事の大宮女神此を防護りその
戸外に在る物事の御門神此を守護給ふが故に彼此相分
るが如くあれども共は屋内にて在る事なれば真に屋

船神に屬てぞ祭らるべき事なりける拾遺神武天皇段に
天富命云々殿祭云々次祭宮門今云上出とあるも別々
たれば略す
は行はれし状なれど能見れば次は引續けて行はるる
り云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御
門云々とあるの殊は亮々なる者なりさるの殿祭門祭と
いへれば異あらむに宮内省奏詞にも件を別けて云は
で聞えがさきを將供奉御殿祭而中臣忌部候御門ととも
云るの御門祭の御殿の中に在て行はるるが故也云々貞
觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式を別載られ
ざるの大殿祭の中は在るを以てあり祝詞式の首は御殿
御門等祭者忌部祝詞とあれば其頃著明き祭祀あるを何
れを見ても幣物の更也其式をたし記されざるに疑をつ

けて考ふべき事あらむや然るを賀茂翁の考は四時祭式
よ云々今云上出せれば
は爰に略す是の巫を神主とし忌部の祝詞を
讀む奉幣の本より也と云れつれども委しからむを四
面御門祭の其巫ありて常に仕奉るを以祭らしめ給ふ
かれは忌部のもとより預る所あらむ且御川水祭と並べ
行はるるも大殿祭との別あるが故あり云々四時祭式大
殿祭の條に云々その祝詞の忌部向巽微聲申祝詞とある
其中はあるべしその御門神も大宮女命と共に鎮坐す
所神祇官西院なれば其方を指て巽に向へるなり且御
門神の玉の用なきが故は祝詞の記さき散米酒の
なり幣物を進ること無し云々櫛岩牖豐岩牖と申す事
と有て上は太宮女命止御名乎白事波とあると同トく

て考ふ此上に今少し言の有らぬ無し是のみかゝるの
若落たるかと云れたる如くなるいひしらぬ味よて大
殿祭の詞別と相並べるが故あり

櫛磐牖豐磐牖命止 考云奇磐真門ちふ言は櫛云々の字を
借より○今按ふ古事記に天之石門別神亦名謂櫛石窓神
亦名謂豐石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に
令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門並是太玉と見え
より猶祈年祭御門巫祭神の下よ云へり○講義云この大
殿祭の詞別は太宮實命止御名平申事波皇孫命乃同殿能
内爾塞坐とあるは對せる文なり然れば上に詞別白久の
此詞に係れるよと決きものなり云々御名平申事波と云
るのもとよりの御名にあらざ其守衛たまふ事は就て稱

たる所あるが故に上句の上より云々神を云々と御名を
申す事へとある意也その櫛岩窓豐岩窓神の本名天石戸
別神なるを御門を守り給ふ由を以て然稱へたる事の本
を表す故に如此の云るあり

四方内外御門 後釋云内重中重外重を兼て云あり考ふ内
の中重乃諸門と云れたるいひかゞ

如湯津磐村久 考云多くの群磐ちふ事也村の群の意

疎備荒備來武 考云神皇祖の御言向は從へてして御孫命
を疎む也云々

天能麻我都比登云神 考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而

滌時所成坐神名八十禍津日神訓禍云摩賀下倣之次大禍津日神此

二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝに

此神をいふ○今按に天能ハ天上之の義マて天上ニ坐ミ
禍津日神と云ふかり常に天之某神と申す天のとい聊か
異なるべし御門祭の元ハ上ニ記せる如く天照大御神の
天岩窟より出まして新殿ニ遷坐スル時に御門神ニ殿門
を守らしめたりとあるニ起れるを此岩窟隱の惡事ハも
禍津日神の御荒より事起りつるなれば即ち其天上なる
禍津日神の禍言の再び起らざらむ爲に如此云ひて御門
神に祈白せる遠つ神代の語の傳り來しものありけり
此を思ふも此詞どもの最古く實き由を辨ふべし
言武惡事 講義云爲武と云べきニ似たりと雖行ト事にて
事の用ハ言かれハ必せかく云べし○後釋云麻賀トハ諸
の凶事惡事を云へハ惡事と書る當れり考ハ惡事と書る

ハ却て遠し枉事と書て直からぬ事也と云れたるハ中々
に狹し
相麻自許利 考云この麻自ハ蠱物厭ホとのまトの類カガ
ら爰に云ハ今人の目まトくり口まトくりといふ是也次
の道饗祭に根國底國利與鹿備疎備來物 爾相率相口會事無
久ト有もまトくりて率る意もて率トハ書しもの故に彼
をもこゝをもて相まトくりと訓べし○後釋云神代紀に
當遺害トありまトあハるゝあり○今按ハ交雜ホとの類
も其本ハ同言あるべし
相口會事無久 後釋云相口會ハかの惡言を諾なふをいふ
さてその惡言を諾なふぞすかハち交ハるかれハ交りて
と云、意に見るべし麻自許利と口會と二ハハあら也扱そ

の百官人等の事なるを此の其神の守り坐て然ること勿
らしめ給ふ故に賜事無久と云るあり賜に此神に係れる
言あり然れば會の阿閉と訓べし阿閉は考に云れたる如
く阿波世の約りたるよて令會の意あれば也○講義云麻
自許利の悪行に黨るを云ひ相口會の悪意に與するを
いふあり

自上往波云々 講義云正ときも邪れるも神の甚奇く靈
きものよて虚空の更あり地下と雖潛り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あることあり

待防掃却 考云万葉に不奉仕國平掃除等とあり同事を卷
二十は麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却の退逐あり○今按は掃を考にハキとよむ後釋にハ

ラ○ピと訓り考説の如く同事あれば何にてもあるべき中
に爰の猶ハラ○ピと云ふ方まされり○後釋云掃却の禍津
日神の來るを掃ひ遣るあり

音排坐豆 後釋云音排を其悪言を云て人を交らむとする
を此御門神の音退て交らしめざるあり排字の如何よ
むべきよか慥におもひ得ねと字書は推也とも斥也とも
注したれば曾氣と訓つ考よこどひらきと訓れたれとい
かゞ○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々曾伎
の曾久を休音よいへるにて曾久とい離放る意ありとい
それたるその義にて此の排もその悪言をとほく追放て
相口會のしめたまはざるあり○御門神の然る悪神の幽
より虚空地下よりも大宮内に入りまして悪事をあすこ

ともあらむかと待儲て防ぎ塞へ過え入らしめたまはざるの元より百官人等と雖も疎ふる鬼は相交り相口會たるの禁闕は参來らざりしめたまふ御守護の状をいふなり

参入罷出云々 講義云上の詞別は選所知志とありてかれの官仕の人の善惡邪正をえらび然るべからぬ人を大殿内は令侍たまはざるを云ふと同しくこゝも然にて御門内に入るまじき悪人を塞きて入らしめ給はざるを云ふあり

平其氣云々稱辭竟奉止久白 講義云二神の名の櫛と豊とを此よての反して稱へざりさて此の上の詞別の結文は少も違ふ所なし此文の然對へるを以ても大殿祭詞の本文

にて上の大宮女命と此詞の二の共は屬する詞分あること愈著きものありかし

明治十五年十一月十四日出版御届

著述人

東京府士族

久保季茲

東京四谷區四谷
須賀町卅二番地

出版人

同

平田胤雄

同本所區柳島橫
川町十壹番地

定價四十錢

